

「過半数代表者」について考え方②！

2月8日にも池袋駅長名で「過半数代表者選挙の選出について」が掲出されました。掲示の内容について、もう少し踏み込んで考えてみましょう！

まず、会社は頭書きにあるように、職場運営を行うため、職場毎に「労」の代表者が必要です。そして、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合には、過半数代表者選挙はやらないで良いと言うことです。池袋駅で働くみんなが同じ労働組合に加入していれば、その労働組合で代表者を決め、「代表者は〇〇です」と報告すれば済む話なのです。

次に、「1.選出の目的」に書かれているように、過半数代表者は「各種労使協定締結」を行います。労使とありますが、労使の「使」は「使用者」であり、雇い主の会社側です。今回の過半数代表者選挙は、この「労」の代表者を決める選挙です。ですから、頭書きにあるように、みんなが労働組合に加入していれば、その労働組合の代表者が締結の調印をすれば良いだけであり、選挙など必要ないと法律で定めているのです。

また、労使協定締結の「労」の代表者を決める選挙ですから、「2.立候補の要件」で、管理職は立候補出来ないとなっているのです。

衆議院・参議院議員選挙のような、一般的な選挙なら、議員に対して求めることも違うし、思想的な違いもありますから、誰に投票するとか言いづらいし、言いたくないこともあると思います。

しかし、過半数代表者選挙は、池袋駅で働く「労」の代表者を決める選挙ですから、誰が相応しいかなど、どんどんみんなで言い合って良いと考えます！

**池袋駅の働く者の代表者として、
みんなの想いを背負って調印する人に投票しよう！**